

横 手 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第3回

農業委員会総会議事録

令和5年6月15日

令和5年度 第3回横手市農業委員会総会議事録

令和5年6月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第9号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
4. 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第11号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第12号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
7. 議案第13号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
8. 報告第4号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8		欠	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21		欠
10			22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

8番 丹波 賢太郎 委員
 21番 佐藤 真志子 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩	瀬	司
	総務係長	佐	藤	亨
	農地振興係長	片	野	松 浩
	総務係主査	佐	藤	絹 子
	農地振興係主査	伊	藤	俊 一
	農地振興係主査	柴	田	正 之
	専門員	塩	田	正 秋
増田地域局	農委事務局主査	土	崎	正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅 彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊	谷	仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高	田	真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大	沼	美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石	橋	大 輔
大雄地域局				

議長	<p>本日の出席者数は21名であります。 横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第3回横手市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、当職より 12番 佐々木秀一 委員 13番 高瀬俊作 委員 の兩名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程2、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請案件は6件です。</p> <p>「1番」は、横手地域局管内からの申請です。 「1番」は、宅地と同時に農地を買受し、新規就農するものです。 「2番」は、増田地域局管内からの申請です。 「2番」は、買受により経営規模を拡大するものです。 「3番」・「4番」は、平鹿地域局管内からの申請です。 「3番」・「4番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。議案書3ページです。 「5番」は、大森地域局管内からの申請です。 「5番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。 「6番」は、大雄地域局管内からの申請です。 「6番」は、これまで賃貸借していた農地を贈与するものです。</p> <p>以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「42番」から「47番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 8 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 8 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 3、議案第 9 号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。申請件数は 1 件です。

事業計画変更の概要です。当初事業計画者は、子供が横手市へ帰郷することになったため、一般住宅建築を計画し、平成 7 年に農地法第 5 条による農地転用を申請、許可を受けておりました。しかしその後事情が変わり帰郷の目途が立たなくなり、住宅建築も造成・整地工事の段階で中断し、現在に至っておりました。最近になり、申請地近隣の不動産業者が、事務所統合のため従業員駐車場の確保が急務となり、本申請地を駐車場として整備することを計画しました。そのため、当該不動産業者が事業承継者となり、事業計画変更を申請するものです。

事業の実施状況です。所有権移転登記済み、造成・整地工事は完了しております。建物の建築工事は未着手です。

土地概要です。申請地は横手市役所条里南庁舎から北西約 900m に位置しております。地目変更登記はまだ行われていないため、登記地目は現在も「田」となっております。隣接地の状況は、北側は水路、東側は宅地及び市道、南側・西側は宅地となっております。

被害防除については、隣接する農地はないため、影響は無いものと思われれます。

現地調査は、5 月 31 日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 9 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第9号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程4、「議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。申請件数は全部で4件となっております。

「1番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、一般住宅の新築を計画しています。申請地は、通勤及び子供の今後の通園・通学、並びに妻の実家への利便性を考慮し、適地として選定したものです。土地概要です。申請地は、「朝倉地区交流センター」から北東約1.7kmに位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、東側・西側は田、南側は市道、北側は宅地へ転用申請中の田となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の事前審査結果通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は下水道を使用、雨水排水は自然浸透及び自然流下によって市道側溝へ放流する計画です。

被害防除については、建物の配置及び高さを考慮し、近隣農地の日照・通風に配慮する計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。他法令については、建築基準法第43条による接道条件について確認済みです。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。現地調査は、5月31日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

「2番」も、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、土木建築工事や不動産売買などを業務とする株式会社です。申請地は住環境が整った場所であり、住宅販売促進のためモデルハウス1棟を建築しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「朝倉地区交流センター」から北東約1.7kmに位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、東側・西側は田、北側は市道、南側は宅地へ転用申請中の田及び田となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は下水道を使用、雨水排水は自然流

下によって市道側溝へ放流する計画です。

被害防除については、建物の配置及び高さを考慮し、近隣農地の日照・通風に配慮する計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。他法令については、建築基準法第43条による接道条件について確認済みです。申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5月31日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

議案書12ページをご覧ください。

「3番」は、平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、冬期間の雪捨て場を必要としています。申請地は自宅に隣接しており、自宅屋根からの雪下ろし後の雪捨て場に適所と判断し選定したものです。

土地概要です。申請地は、「平鹿地域局」から西約900mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側・東側は農地、南側は法定外公共物、西側は宅地となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の申込内容確認書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付されています。他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。現地調査は、5月30日、菅原一太郎委員と事務局で実施しております。

「4番」も、平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、現在アパート住まいをしておりますが、自宅の新築を計画しています。実家周辺の宅地を探しましたが希望に合致する土地が見付かりませんでした。申請地は父親所有地であり、比較的交通の便も良いため、農地でありますが無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「吉田地区交流センター」から北東約1.6kmに位置しており、登記地目は「田」、現況地目は「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・南側は宅地、西側は市道、東側は山林となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の仮審

査終了通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地・緑地を設け、隣接地に配慮する計画となっており、影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。他法令については、建築基準法第 43 条による接道条件について確認済みです。申請地は「第 1 種農地」ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6 月 2 日、飯野正和会長と事務局で実施しています。

説明は以上です。宜しくご審議お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 10 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 10 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 11 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。

議長

はじめに「整理番号 603 番、678 番」は、議席番号 23 番 齊藤龍平委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 一時退席)

議長

「整理番号 603 番、678 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

「整理番号 603 番」につきましては、議案書 16 ページになります。秋

田県農業公社が出し手農家から買い入れていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

「整理番号 678 番」につきましては、議案書 25 ページになります。

農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、6 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付けるものとなっております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 603 番、678 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 603 番、678 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 着席)

議長

次に、「整理番号 677 番」は、議席番号 14 番 伊藤亨委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 14 番 伊藤亨委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 677 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

「整理番号 677 番」につきましては、議案書 25 ページになります。

農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、6 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付ける予定となっております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 677 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 677 番」については、承認することに決定いたします。
議長	退席委員の入場を認めます。
	(議席番号 14 番 伊藤亨委員 着席)
議長	次に、議事参与案件を除く「整理番号 596 番」から「整理番号 709 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書 16 ページになります。所有権移転になります。</p> <p>「整理番号 596 番」の 1 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものでありまして、来月以降に受け手農家に売り渡す予定のものとなっております。</p> <p>次の「整理番号 597 番」及び「整理番号 602 番」までの議事参与案件を除く 6 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。</p> <p>続きまして、議案書 17 ページになります。相対による利用権設定になります。</p> <p>「整理番号 604 番」から議案書 22 ページの「整理番号 652 番」までの 49 件につきましては、新規設定が 7 件、再設定が 42 件となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業になります。</p> <p>議案書 22 ページの「整理番号 653 番」から議案書 28 ページの「整理番号 709 番」までの議事参与案件を除く 55 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、6 月 16 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>なお、未相続地である共有に係る利用権設定につきましては、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 596 番」から「整理番号 709 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 596 番」から「整理番号 709 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 11 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程 6、「議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

農用地利用集積等促進計画とは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことにより、従来の農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が一本化されたものですが、農用地利用集積計画については改正附則により二年間の経過措置があるため、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができますが、一方の農用地利用配分計画についてはこの経過措置がないため、農用地利用集積等促進計画として今月総会より上程されたものでありまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農業委員会が農地中間管理機構である秋田県農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することの承認についてお諮りするものです。

今月は 7 件の申請がありまして、いずれも現在農地中間管理機構である秋田県農業公社が貸付けしている農家の利用権について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があることが認められることから別の農家に移転するものでありまして、今後促進計画作成の要請を受けた機構が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、7 月 28 日付けで県が公告するものとなっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。

「議案第 12 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 12 号」については、承認することに決定いたします。
議長	暫時休憩いたします。
	(暫時休憩) (横手市農業振興課職員 着席)
議長	会議を再開いたします。 日程 7、「議案第 13 号 横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。 本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。
農業振興課職員	今回の令和 5 年度第 1 期農振計画変更申出につきましては、農振除外申出 7 件となっております。除外申出については、農振法第 13 条第 2 項の 6 要件で審査したものであり、申出地の現地調査、市関係部局との協議及び農業委員会事務局との事前調整を行っております。また 5 月 30 日には促進協議会を開催したところです。 それでは、各案件について説明いたします。なお、申出者名の敬称は省略させていただきます。 「申出 1」は、440.00 m ² の除外です。 申出者は、妻と子、両親と暮らしておりますが、子が結婚し、孫が誕生する予定であり、また既存住宅が老朽化してきているため、世帯を分離して子らとの二世帯住宅の新築を検討。平鹿地区内に複数の候補地を検討しましたが、建築条件が付されており建築費が予算を超えてしまうこと、市道への往来が不便なこと、高齢である両親の居住地から離れており、緊急時の往来が困難であることなどから断念し、当該地に一般住宅建設を整備する計画であります。 当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。 「申出 2」は、17.99 m ² の除外です。 申出者は、法定外の道路を利用して、市道から自宅へと往来していますが、道路幅が狭く、特に農業用資材の運搬や米の出荷時に大型車両の通行が困難であり、安全な通行のため通路を拡幅したいことから当該地の除外申出をするものです。 当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、他に適地がない場所であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出3」は、464.00 m²の除外です。

申出者は、妻と集合住宅で生活しておりますが、妻の母が申出地の隣地に住宅を建築する予定であり、将来的に妻の母の面倒を見ることが容易と思われるため、当該地への一般住宅建設を検討。横手地区および平鹿地区内に複数の候補地を検討しましたが、建築条件が付されており建築費が予算を超えてしまうこと、国道が前面道路となり候補地からの出入りが難しいことなどから断念し、当該地に一般住宅建設を整備する計画であります。

当該地は、高速インターチェンジから300m以内に位置し、第3種農地と見込まれます。農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後8年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出4」は、179.00 m²の除外です。

申出者は、申出地の隣地で理美容室等を経営している。現在は平鹿町下鍋倉に一人暮らしをしており、そこから店舗へ通勤しているが、高齢となってきたこと、冬場の通勤が大変であることから、店舗横に住宅部分を増築したいと考え、当該地への一般住宅建設を検討。平鹿地区及び横手地区内に複数の候補地を検討しましたが、建築条件が付された土地であること、予算を超えてしまうこと、市道が狭く・流雪溝等がなく冬期間の除排雪が大変であることなどから断念し、当該地に一般住宅を整備する計画であります。

当該地は、高速インターチェンジから300m以内に位置し、第3種農地と見込まれます。農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後8年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出5」は、31.23 m²の除外です。

申出者は、妻子と集合住宅で生活しておりますが、自己住宅の建築を予定。実家の敷地の一部提供をうけ、家の配置を考慮したが、一部分が農地にまたがってしまう状況です。十文字地区および横手地区内に複数の候補地を検討しましたが、二人目の子供を予定しており、親からの手助けが必要と感じているため、実家の敷地内及び当該地へ一般住宅を整備する計画であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、1/2を超えない既存施設の拡張であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出6」は、667.77 m²の除外です。

申出者は、睦成字柳沢に居住しておりますが、建物の老朽化に伴い、住宅及び車庫の建築を検討。新たに住宅を建築する際は、敷地の広い場所及び付近に人が少ない場所を望み、申請地を選定しております。横手地区内に複数の候補地を検討しましたが、条件面での折り合いがつかないことや面積が小さいことなどから断念し、当該地へ一般住宅を整備する計画であります。

当該地は、地目が原野のため農地法の対象外となります。また、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出7」は、162.00㎡の除外です。

申出者は、所有する空き家の雪下ろし後の雪捨て場がなく、雪の処理に苦慮しております。当該地は空き家の隣接地であり、雪下ろし後の雪捨て場に適所と判断し、当該地を選定しました。

当該地は、第2種農地と見込まれますが、他に適地がない場所であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

協議案件は以上の7件であります。以上で説明を終わります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

農業振興課の説明がありました。

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「議案第13号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第13号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

(横手市農業振興課職員 退席)

議長

会議を再開いたします。

日程8、「報告第4号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それでは説明します。議案書35ページをご覧ください。報告件数は全部で4件となっております。横手地域局管内が2件、平鹿地域局管内が2件です。

まず「1番」についてです。照会地は、「朝倉地区交流センター」から北東約2.6kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・西側は市道、東側は田、南側は宅地となっています。

土地の状況です。現在60代である申請者が幼少の頃から、申請地及び隣接宅地を一体として塀、防風林、擁壁で囲い、使用してきているとのことです。現在も防風林、庭、宅内畑、冬季の除排雪場として使用して

おり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5月9日、堀江一彦委員、佐藤省美委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、5月10日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2番」についてです。照会地は、「旭地区交流センター」から西約800mに位置しています。隣接地の状況は、北側・西側は市道、東側は田及び宅地、南側は宅地となっています。

土地の状況です。「61番1」については、昭和50年代から隣地の住人が住宅敷地の一部として利用してきたとのことです。「189番」については、申請者の亡くなった父が約30年前に土砂を埋め立て、農業用資材置場として利用してきたとのことです。いずれも、農業委員会の許可が必要であることを知らなかったようです。2筆とも現状は埋め立てられ、砂利交じりの土地になっており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5月25日、堀江一彦委員、久米豊昭推進委員、高橋馨推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、5月29日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3番」についてです。照会地は、「雄物川地域局」から東約2.6kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・南側は宅地、東側は農地、西側は市道となっています。

土地の状況です。申請者の亡くなった父が、昭和49年頃に車庫を建築したとのことです。農業委員会の許可が必要であることを知らなかったようです。現在も車庫が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5月11日、菅原一太郎委員、鈴木勉推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、5月15日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4番」についてです。照会地は、「平鹿地域局」から南約900mに位置しています。隣接地の状況は、東西南北とも宅地となっています。

土地の状況です。平成17年頃、グループホーム建築に伴い、申請者の亡くなった父が農地を造成し、貸付けたとのことです。農業委員会の許可が必要であることを知らなかったようです。現在もグループホーム敷地及び駐車場となっており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5月30日、菅原一太郎委員、松井覚推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6月1日付けで記載のとおり報告しています。

報告は、以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

議長

(特になし)

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第4号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第3回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(10時43分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和5年6月15日

議 長 飯野 正和

署名委員 佐々木 秀一

署名委員 高瀬 俊作